

マツダ健康保険組合
加入者のみなさまへ

マツダ健康保険組合

被扶養者認定基準の一部変更について

当健康保険組合の被扶養者認定基準を一部変更し、被扶養者認定日の取扱いを下記の通りといたします。
ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 変更内容

変更前	被扶養者の認定日は「健康保険被扶養者（異動）届【追加届用】」（以下「異動届」という）を提出し、健康保険組合がこれを受理したときとする。ただし、出生によるときは、出生日に遡って認定し、退職により被扶養者として認定を受けようとするとき、または被保険者の入社によるときは、1ヵ月以内に届け出た場合に限り退職日の翌日または入社日に遡って認定する。
変更後	被扶養者の認定日は「健康保険被扶養者（異動）届【追加届用】」（以下「異動届」という）を提出し、健康保険組合がこれを受理したときとする。ただし、 <u>異動理由となる事実が発生して30日以内に「異動届」が提出され、その事実が書面等で確認できる場合は、その事実が発生した日に遡って認定する。</u> なお、出生によるときは、出生日に遡って認定する。

2. 基準変更日

- ・2019年4月1日以降の異動分より

3. 問合せ先

- ・マツダ健康保険組合 担当：渡邊 TEL：082-287-4644（内線22861）

以上